漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針

第1 趣旨

漁業法(昭和24年法律第267号)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業(以下「省令で定める漁業」という。)及び鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第5条各号に規定する漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱いについては、漁業に関する法令及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

第2 漁業の許可等をしない漁業

規則第5条第7号に規定するかご網漁業のうち、えび類を対象とするものについては、漁業の許可(以下「許可」という。)又は起業の認可はしないものとする。

第3 許可又は起業の認可の対象

県内に住所、又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者、県が相互に協議した場合において、その決定に基づく者は許可又は起業の認可の対象となることができる。

第4 許可又は起業の認可をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可をしないものとする。

- 1 知事が漁業調整上又は資源保護上支障がないものと認めた場合を除き、同一人が同種の漁業について 2以上の許可又は起業の認可を申請した場合
- 2 第3の規定により県が相互に協議決定した場合を除き、本県に登録された漁船以外の船舶を使用する 場合
- 3 許可又は起業の認可を受けた者が規則又は漁業に関する法令に違反した場合であって、これに対する 行政処分が完了しない間にその者から承継する場合
- 4 起業の認可を受けた者から、規則第 18 条の規定による相続又は合併以外の事由により、その地位を承継して許可又は起業の認可を申請した場合
- 5 当該漁業の経営が実質上他人の支配するものであると認められる場合
- 6 規則第5条第1号に規定する小型まき網漁業のうちぼらまき網漁業及び同条第2号に規定するまき刺網漁業に掲げる漁業のうちぼらまき刺網漁業並びにたいまき刺網漁業であって、規則第38条に規定する東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域)以外の海域を操業区域とするもの及び同条第6号に規定するこぎ刺網漁業のうちたいこぎ刺網漁業及び同条10号に規定するしいらつけ漁業は、当分の間、当該漁業の許可を受けた者が当該漁業の許可の有効期間の満了日到来のため改めて申請をした場合又は当該漁業の許可の有効期間中に当該漁業を廃止したため、相続又は合併以外の事由によりその廃止に基づいて他の者が引き続き当該漁業を営む場合その他これに準ずると認められる場合で、かつ、漁業調整上支障がないと認められる場合以外の場合
- 7 規則第5条第13号に規定するかつら網漁業について、県内の漁業協同組合(生産組合を含む。)でない もの(当該組合の組合員7人以上が共同して行う場合を除く。)が営む場合
- 8 規則第5条第 13 号に規定するかつら網漁業について、同一漁業協同組合の地区内において2以上の 許可又は起業の認可を申請した場合
- 9 省令で定める漁業のうちえびけた網漁業について、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線を境にして 両海域相互間における承継及び操業区域に係る許可又は起業の認可の変更の申請をした場合
- 10 規則第5条第13号から18号までに掲げる漁業における承継に係る許可又は起業の認可の申請をした場合

第5 許可又は起業の認可の基準

許可又は起業の認可をすべき船舶の数若しくは漁業者の数が、公示した船舶の数若しくは漁業者の数を超えた場合は、次の①~③の順に該当する者から優先して許可する(別表1参照)。ただし、同一の優先順位を有する者が複数あり、許可する者を定めることができない場合は、くじにより決定する。

- ①一定の実績がある者
- ②地域水産業発展に寄与する者
- ③地域漁業秩序を維持する者

第6 許可又は起業の認可の申請に必要な提出書類

- 1 許可等の申請に当たっては、次の表に示す書類を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に定める書類のほか、漁業の許可又は起業の認可の判断に必要な書類の提出を求めることができる。

関係書類	共同経営説明書	代表者選定届	代表者変更届	船舶使用承諾書	定款及び登記簿謄本	廃業届	漁船建造許可指令書写し	許可証又はその写し	認可指令書又はその写し	漁具の規模構造図
許可申請 (新規)	\triangle	Δ	\triangle	\triangle	\triangle					0
許可申請 (継続)	Δ	Δ	Δ	\triangle	Δ			0		0
許可申請 (代船)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0		0
許可申請 (承継)	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	0		0		0
起業の認可に基づく 許可申請	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			0	0
許可内容変更許可 申請	Δ	Δ	Δ	Δ				0		Δ
許可証書換交付申請	\triangle	\triangle	Δ	\triangle				\circ		\triangle
許可証再交付申請										
起業の認可申請	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	Δ			0
起業の認可変更許可 申請	Δ	Δ	\triangle	Δ	Δ		Δ		0	\triangle
起業の認可期間延長許 可申請							Δ		0	

^{※○}印は必ず提出、△印は必要に応じて提出

第7 許可又は起業の認可の内容等

第1に掲げる漁業の許可又は起業の認可について、その制限措置及び条件は、別表2のとおりとする。 ただし、知事が漁業調整又は水産資源の保護培養を図るため支障があると認められた場合は、その必要に 応じて措置するものとする。

第8 中海及び境水道における島根県漁業者についての特例

第1から第6の2までの規定にかかわらず、中海及び境水道の鳥取県海域における島根県漁業者への漁業の許可又は起業の認可等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

(別表1)

(//1/12/ 1 /		I	
優先順位	内容	基準項目	確認事項
1	当該漁業許可を受け漁業を行っている者	1, 2, 3	・許可の有無
		現行の許可	• 漁獲成績報告書
		者を優先	
2	当該漁業に従事経験がある者(漁業研修生など)	1, 2, 3	・経営者(指導者)による
			従事したことを証する
			書類
			• 漁獲成績報告書
3	当該漁業許可を受けているが、やむを得ない理由	2, 3	・許可の有無
	により休業していたため漁獲実績の無い者	現行の許可	・休業届の有無
		者を優先	• 漁獲成績報告書
4	当該漁業の経験はないが、他の知事許可漁業の経	2, 3	・許可の有無
	験がある者		• 漁獲成績報告書
5	当該漁業、他の知事許可漁業の経験がない者	2	・許可の有無
6	当該漁業許可を受けているが、漁獲実績の無い者	3	・許可の有無
			• 漁獲成績報告書

(別表2)

1 中型まき網

	漁業種類		項目	内容
ア	きんちゃく網	制	船舶の総	5 トン以上 40 トン未満
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	【15 トン未満船(東部海域(西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎と
				を結ぶ線以東の海域をいう。))】
				鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から7,000メートル以内及び西伯郡阿弥
				【15トン未満船(東部海域以外の海域)】
				鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から 5,500 メートル以内並びに西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。)
				がPE川何日中央と島依原地蔵崎を指ふ稼込的の海域を除く。) 【15トン~20トン船】
				島取県沖合(最大高潮時海岸線から 9,000 メートル以内及び西伯郡阿弥
				陀川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線以内の海域を除く。)
				【20トン~40トン船】
				鳥取県沖合(最大高潮時海岸線から 15,000 メートル以内の海域を除
				<.)
			漁業時期	1月1日から12月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
		At 1	格	
		条件		【10トン未満船】
				(1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。 (2)使用する船舶の合計隻数は、3隻以内でなければならない。
				(2)使用する船舶の台前支数は、3 支以内でなければなりない。 【10 トン以上船】
				(1)火船の隻数は、2隻以内でなければならない。
				(2)使用する船舶の合計隻数は、5隻以内でなければならない。
イ	とびうおまき網	制	船舶の総	10トン未満(5トン以上)
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
				鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
				5月1日から8月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
		条件	格 +:	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ	1そうまきぼら		Î	10 トン未満(5 トン以上)
		限		1 × 万円円(O 1 × グハエ)
	2そうまきぼら			定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
			漁業時期	1月1日から12月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	‡	他種漁業の操業を妨げてはならない。

工	もじゃこまき網	制	船舶の総	10 トン未満(5 トン以上)
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
				※規則第39条第1項の規定により、最大高潮時海岸線から7,000メー
				トル以内禁止。
			漁業時期	6月1日から7月31日まで(漁業時期のうち23日以内。)
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	‡	(1)もじゃこ以外は、採捕してはならない。
				(2)海区第 14 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に
				譲渡又は販売してはならない。
				(3)漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければなら
				ない。
				(4)日没から日の出までの間は操業してはならない。
				(5) 操業中は標識を掲げなければならない。
				(布地:50 センチメートル四方で黄色。文字:一文字につき 10 センチ
				メートル四方以上。)
				(6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
		その)他	[定義]もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する中型まき
				網漁業をいう。
				〔基本的取組〕境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第 14 号)のぶり養
				殖に要する種苗の採捕を目的とする。
				〔許可隻数〕中型・小型合わせて7隻以内
				〔操業日数〕漁業時期のうち 23 日以内
				〔起業の認可の期間〕10か月間
				〔許可の有効期間〕1年間

2 小型まき網

2 小型よさ網			
漁業種類		項目	内容
ア とびうおまき網	制	船舶の総	5 トン未満
	限	トン数	
	措	推進機関	定めなし
	置	の馬力数	
		操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
		漁業時期	5月1日から8月31日まで
		漁業を営	定めなし
		む者の資	
		格	
	条件	‡	他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ 1そうまきぼら	制	船舶の総	5 トン未満
まき網	限	トン数	
2そうまきぼら	措	推進機関	定めなし
まき網	置	の馬力数	
		操業区域	日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営	定めなし

I			む者の資	
			格	
		条件	1	他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ	もじゃこまき網	制	船舶の総	5 トン未満
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
			漁業時期	6月1日から7月31日まで(漁業時期のうち23日以内)
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	牛	(1)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結んだ直線以東の海域
				(以下「東部海域」という。」は、最大高潮時海岸線から 2,000 メート
				ル以内は操業してはならない。東部海域以外にあっては、最大高潮時海
				岸線から 4,000 メートル以内は操業してはならない。
				(2)もじゃこ以外は、採捕してはならない。
				(3)海区第 14 号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に
				譲渡又は販売してはならない。
				(4)漁具に使用する網地の目合は、26節より粗い目合としなければなら
				ない。
				(5)日没から日の出までの間は操業してはならない。
				(6) 操業中は標識を掲げなければならない。
				(布地:50 センチメートル四方で黄色。文字:一文字につき 10 センチ
				メートル四方以上。)
				(7) 他種漁業の操業を妨げてはならない。
		その	の他	[定義]もじゃこを漁獲対象としてまき網漁法により操業する小型まき
				網漁業をいう。
				〔基本的取組〕境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養
				殖に要する種苗の採捕を目的とする。
				〔許可隻数〕中型・小型合わせて7隻以内
				〔操業日数〕漁業時期のうち 23 日以内
				〔起業の認可の期間〕10か月間
				〔許可の有効期間〕1 年間

3 小型機船底びき網

	漁業種類		項目	内容
ア	えびけた網	制限措置	船舶の総 トン数	5トン以下 220kW(50馬力)以下 【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の最大高潮時海岸線から 600メートル以遠の鳥取県沖合 【西部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境 水道を除く。)

	漁業時期	【東部地区】
		6月1日から翌年3月31日まで
		【西部地区】
		5月1日から翌年2月末日まで
	漁業を営	【東部地区】
	む者の資	西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者
	格	【西部地区】
		西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
条件	<u> </u>	【東部地区】

枀仵

(1) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 正北の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線から 2,500 メート ル以内は周年操業してはならない。

(2) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から

- 正北の線、東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮 時海岸線との交点から正北の線の間の海域においては、1月1日から5 月31日まで及び9月1日から同月30日までの期間は、最大高潮時海 岸線から 1,000 メートル以内、また 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 は、最大高潮時海岸線から1,500メートル以内は操業してはならない。 (3) 東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸 線との交点から正北の線、東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界と最大 高潮時海岸線との交点から正北の線の間の海域においては、6月1日 から8月31日までの期間は、最大高潮時海岸線から1,500メートル以 内、9月1日から翌年5月31日までの期間は、最大高潮時海岸線から
- (4) 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点か ら正北の線と西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線との間の海域にお いては、最大高潮時海岸線から 1,500 メートル以内は周年操業しては ならない。
- (5)漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月までの3か 月間に限り、5 センチメートル (7 節よりも大きい目合) 以上とする。
- (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

1,000メートル以内は操業してはならない。

【西部地区(94kW(30 馬力)以下)】

- (1)鳥取県地先における最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の 海域は操業してはならない。
- (2)次の点ア、イ、ウ、エ、オを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲 まれた海域は周年操業してはならない。

点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点

点イ 点アから正北の線上 5.000 メートルの点

点ウ 日野川河口中央と島根県地蔵崎を結ぶ線上 3,000 メートルの 点

点エ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位)2,000メートルの点

点オ 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

- (3)米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真 方位)の線と西伯郡阿弥陀川河口中央から 290 度(真方位)の線以内 の海域においては、5月1日から7月31日までの期間は操業してはな
- (4)船橋両面に次に示す色により幅 0.3 メートルの色別塗装をしなけ ればならない。(日本塗装工業会色標番号 F2-134 号だいだい色)
- (5)島根県地蔵崎と西伯郡阿弥陀川河口中央とを結んだ線以東の海域 においては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月ま

での3か月間に限り、5センチメートル(7節よりも大きい目合)以上 とする。 (6) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【西部地区(94kW 超 220kW 以下(30 馬力超 50 馬力以下))】 (1)鳥取県地先における最大高潮時海岸線から 2,000 メートル以内の 海域は操業してはならない。 (2)次の点ア、イ、ウ、エを順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線で囲まれ た海域は周年操業してはならない。 点ア 西伯郡阿弥陀川河口中央点 点イ 点アから正北の線上 5,000 メートルの点 点ウ 点イと日野川河口中央から島根県地蔵崎を見通す線上 3,000 メートルの点とを結ぶ線と西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地| 蔵崎を結ぶ線との交点 点工 島根県地蔵崎 (3) 島根県地蔵崎と西伯郡阿弥陀川河口中央を結んだ線以東の海域に おいては、漁具に使用する袋網部分の網地の目合を、6月から8月ま での3か月間に限り、5センチメートル(7節より大きい目合)以上とす (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 かいけた網 制船舶の総 【東部地区、西部地区(中海及び境水道を除く)】 限 トン数 定めなし 措 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 5トン未満(継続許可の場合は、現状トン数とする。) 推進機関 定めなし の馬力数 操業区域 【東部地区】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(米子市と境 港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、阿 弥陀川河口中央から 290 度 (真方位) の線及び最大高潮時海岸線によ って囲まれた海域を除く。) 【西部地区(中海及び境水道を除く)】 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境 水道並びに米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位)の線、阿弥陀川河口中央から290度(真方位)の線及び 最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除く。) 漁業時期 1月1日から12月31日まで 【東部地区】 漁業を営 む者の資|西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者 格 【西部地区】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者 条件 【東部地区】 (1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【西部地区(中海及び境水道を含む)】 (1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) (操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権 の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3) 中海で操業してはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 [許可の有効期間] 3 年間	•		·		
(2) (操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 [許可の有効期間)3年間 との恵力数 推進機関 220kW(50馬力)以下の馬力数 操業区域 【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から180度(磁針方位)の線・境港市旧灯台から180度(磁針方位)の線・境港市旧灯台から180度(磁針方位)の線がに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線がら1,000メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 【境港地区】 境港市に漁業根拠地を有する者 条件 【1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2) 操業は、日没から23時までとする。 (3) 共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 擬業区域を共有する共同漁業権者の同意書					【西部地区(中海及び境水道を除く)】
の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 [許可の有効期間]3年間 り 自家用餌料びき 調 推進機関 220kW(50馬力)以下 限 推進機関 20kW(50馬力)以下 の馬力数 操業区域 【境港地区】 来子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から180度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から87度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は除く。) 漁業時期5月1日から11月30日まで 漁業を営 「境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者格 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。
(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 (許可の有効期間)3年間 り 自家用餌料びき 欄 船舶の総5トン以下 限 指進機関 220kW(50馬力)以下					(2) (操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権
(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 (許可の有効期間)3年間 り 自家用餌料びき 欄 船舶の総5トン以下 限 指進機関 220kW(50馬力)以下					の漁場区域内においては、操業してはならない。
その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 (許可の有効期間)3年間 ウ 自家用餌料びき 制 船舶の総5トン以下 トン数 推進機関 220kW(50馬力)以下 優					
類 その他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 [許可の有効期間]3年間 か 自家用餌料びき 制 船舶の総 5トン以下トン数 推進機関 220kW(50馬力)以下 の馬力数 操業区域 【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高瀬時海岸線との交点から 86 度 (磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の機業を妨げてはならない。 その他提出書 類			そ0	の他提出書	
マの他 【西部地区(中海及び境水道を含む場合)】 [許可の有効期間]3年間 船舶の総5トン以下 トン数 推進機関 の馬力数 操業区域 【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から80度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から81度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域は除く。) 漁業時期5月1日から11月30日まで 漁業を営 「境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 (4)他種漁業の機業を妨げてはならない。			_		
自家用餌料びき 制 船舶の総 トン数 推進機関 220kW(50馬力)以下 限 推進機関 220kW(50馬力)以下 機業区域 「境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から 180度 (磁針方位)の線、境港市旧灯台から 87度 (磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から 11月30日まで 漁業を営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				D/H	【亜如州区(山海及が培水道な今は44人)】
ウ 自家用餌料びき 制 船舶の総 5トン以下 トン数 推進機関 220kW(50馬力)以下 の馬力数 操業区域 【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線との交点から 87 度 (磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日役から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書			-C V	月 世	<u> </u>
照 トン数 推進機関 220kW(50馬力)以下 の馬力数 操業区域 【境港地区】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者格 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 類 2000 を 1000 を 1000 を 2000	7.	수 를 III Az dol a la k	ri . i	41 41 - 44	
措 推進機関 220kW(50馬力)以下 の馬力数 操業区域 【境港地区】		目家用餌料びき			5トン以下
選案区域	網			-	
操業区域				推進機関	220kW(50 馬力)以下
米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高瀬時海岸線との交点から 180 度 (磁針方位) の線、境港市旧灯台から 87 度 (磁針方位) の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 「境港地区」 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書			置	の馬力数	
位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高瀬時海岸線との交点から 180 度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から 87 度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から 11月 30 日まで 漁業を営 [境港地区] む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 各(1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書				操業区域	【境港地区】
時海岸線との交点から 180 度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から 87 度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境 外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の 海域は除く。) 漁業時期 5月1日から 11月 30 日まで 漁業を営 ・ 「境港地区」 ・ む者の資 ・ 権 名件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 ・ 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方
度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類					位)の線、島根県松江市美保関町美保関と同町福浦の境界と最大高潮
度(磁針方位)の線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(境外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類					時海岸線との交点から 180 度(磁針方位)の線、境港市旧灯台から 87
外港埋立地海岸線以外の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域は除く。) 漁業時期 5月1日から 11月 30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					
海域は除く。) 漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 【境港地区】 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 各件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					
漁業時期 5月1日から11月30日まで 漁業を営 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					
漁業を営 む者の資 境港市に漁業根拠地を有する者 格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書				海 業 時 期	
を者の資格 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から23時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書				, , , , .	
格 条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書					
条件 (1)漁獲物を自家用餌料以外の用に供してはならない。 (2)操業は、日没から 23 時までとする。 (3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書				_ , ,	現徳川に偲耒依拠地を有りる有
(2) 操業は、日没から 23 時までとする。 (3) 共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類			A II	1 ***	/ A V / V 世 札 よ 占 戸 II / P II / II / A II) - / L ト >
(3)共同漁業権漁場の区域以外で操業してはならない。 (4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類			余化	F	
(4)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類					
その他提出書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 類					-
類					
			その	つ他提出書	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
その他 「定義」小型機船底びき網を使用して、一本つり漁業の餌であるえび			類		
	I		その	D他	〔定義〕小型機船底びき網を使用して、一本つり漁業の餌であるえび
を対象に操業する漁業をいう。					を対象に操業する漁業をいう。

4 まき刺網

	漁業種類		項目	内容
ア	1そうまきはま	制	船舶の総	定めなし
	ち狩刺網	限	トン数	
	2 そうまきはま	措	推進機関	定めなし
	ち狩刺網	置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
			漁業時期	1月1日から12月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	#	(1)火光を使用して威嚇してはならない。
				(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
イ	たいまき刺網	制	船舶の総	定めなし
		限	トン数	

Ī			+#- \#- +\\\	デルス よい
			推進機関	正めなし
		置	の馬力数	卢로 며 노 ^ /노 /노 /노 /
			傑美区域	鳥取県沖合(中海並びに次の点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によ
				って囲まれた海域を除く。)
				点ア 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点
				点イ 点アから 66 度(真方位)の線と点ウから島根県地蔵崎を見通
				す線との交点
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	点ウ 最大高潮海岸線における西伯郡阿弥陀川河口中央点
			漁業時期	7月1日から10月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	<u> </u>	(1)網目は5センチメートル以上でなければならない。
				(2)網肩及びひき綱の長さは、それぞれ 250 メートル未満でなければな
				らない。
				(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ	1そうまきぼら	制	船舶の総	【中海及び境水道を除く】
		限		定めなし
	2そうまきぼら	措		【中海及び境水道を含む】
	まき刺網	置		5 トン未満
			推進機関	定めなし
			の馬力数	
			操業区域	【中海及び境水道を除く】
				鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
				【中海及び境水道を含む】
				鳥取県沖合
			漁業時期	1月1日から12月31日まで
			漁業を営	【中海及び境水道を除く】
			む者の資	
			格	【中海及び境水道を含む】
				西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
		条件	Ė.	【中海及び境水道を除く】
			•	他種漁業の操業を妨げてはならない。
				【中海及び境水道を含む】
				(1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ450メー
				トル以内でなければならない。
				(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
		その)他	【中海及び境水道を含む場合】
1				[許可の有効期間] 3 年間
工	1そうまきぼら	制	船舶の総	【中海及び境水道を除く】
	狩刺網	限	トン数	定めなし
		措		【中海及び境水道を含む】
		置		5トン未満
			推進機関	定めなし
			の馬力数	
		l	の馬刀剱	

操業区	域 【中海及び境水道を除く(米子地区)】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位) の線以東の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を除く(境港地区)】 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位) の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 【中海及び境水道を含む】
漁業時	鳥取県沖合 期 1月1日から12月31日まで
漁業を	
格	【中海及び境水道を除く(境港地区)】 境港市に漁業根拠地を有する者
	【中海及び境水道を含む】 米子市又は境港市に漁業根拠地を有する者
 条件	【中海及び境水道を除く】 他種漁業の操業を妨げてはならない。
	【中海及び境水道を含む】 (1)中海及び境水道の区域については、漁具は、浮子方の長さ 450 メー
	トル以内でなければならない。
その他	(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道を含む】 〔許可の有効期間〕3年間

5 機船船びき網

	漁業種類		項目	内容
ア	さより船びき網	制	船舶の総	【東部地区】
	2	限	トン数	5 トン以下
		措		【西部地区(中海及び境水道を含む)】
		置		5トン以下。ただし、昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続許可の場合
				は、現状トン数とする。
				【西部地区(中海及び境水道を除く)】
				10 トン未満
			推進機関	定めなし
			の馬力数	
			操業区域	【東部地区】
				西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
				【西部地区(中海及び境水道を含む)】
				西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
				【西部地区(中海及び境水道を除く)】
				西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水
				道を除く。)
			漁業時期	11月1日から翌年6月30日まで
			漁業を営	【東部地区】
			む者の資	西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有する者
			格	【西部地区】
				西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
		条件	‡	【東部地区】
				(1)網目は2センチメートル以上でなければならない。
				(2)網肩の全長は30メートルを超えてはならない。

			(3)ひき綱の全長は片側 30 メートルを超えてはならない。
			(4) (操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合) 第三種共同漁業
			権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界
			と最大高潮時海岸線との交点から 358 度 40 分(真方位)の線、同町と
			同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 358 度 40 分(真方
			位)の線及び最大高潮時海岸線から 1,000 メートルの線に囲まれた海
			域においては、4月1日から6月30日までの期間は日没から日の出ま
			での間は操業してはならない。
			(5)他種漁業の操業を妨げてはならない。 【西部地区】
			【四印地ム】 (1)網目は2センチメートル以上でなければならない。
			(1) 網百は2ピンテケートル以上でなりればならない。 (2) 網肩の全長は30メートルを超えてはならない。
			(3)ひき綱の全長は片側30メートルを超えてはならない。
			(4)(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合で、5 トン以下船
			(昭和53年以前から5トン超船で継続して許可を受けているものを含
			む) の場合)共同漁業権漁場の区域内においては、日没から日の出まで
			の間は操業してはならない。
			(操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合で、5 トン超 10 トン
			未満船(昭和 53 年以前から 5 トン超船で継続して許可を受けているも
			のを除く)の場合)共同漁業権漁場の区域内においては、操業してはな
			らない。 (5) (1) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
			(5) (中海及び境水道を含む場合)中海で操業してはならない。
	7 0	> //b +H 111 = ++	(6)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	を処類	ノ他佐田書	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
		7 (H)	【中海及び境水道を含む】
	その他		「許可の有効期間」3 年間
イ 2そうびきいわ	生山	船舶の総	
し、あじ機船船びき		トン数	
		推進機関	定めたし
	置	の馬力数	
		操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
		漁業時期	10月15日から翌年5月31日まで
		漁業を営	定めなし
		む者の資	
	A I	格	
	条件		(1)島根県地蔵崎から正東の線以北の海域においては、10月15日から
			10月31日までの期間は操業してはならない。
ウ 1そうびきいわ	生山	気気の多	(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 5トン未満(中海及び境水道のみの場合は10トン未満とする。)
	刑限	が トン数	υ I・ノ 小個(中個及い児小坦の外の場合は IU トノ不個と 9 句。)
		推進機関	定めたし
	置	の馬力数	
		操業区域	西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
		漁業時期	10月15日から翌年3月31日まで

	条件	漁業を営 む者の資 格 ‡	定めなし (1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) (操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合) 共同漁業権の漁場区域内においては、操業してはならない。 (3)網肩の長さは100メートルを超えてはならない。 (4) ひき綱の長さは80メートルを超えてはならない。 (5)網船以外の船舶を使用してはならない。
エ わかさぎ機船船	類 その他		(6)島根県地蔵崎から正東の線以北の海域及び境水道においては、10月 15日から10月31日までの期間は操業してはならない。 (7)(中海及び境水道を含む場合は追加)中海で操業してはならない。 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 〔許可の有効期間〕3年間 3トン未満
びき網	限措置	トン数 推進機関 の馬力数 操業区域	定めなし 鳥取県沖合(中海海域に限る。) 10月15日から翌年3月31日まで
	条件 - - - - - - -	‡	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3)碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4)船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 (5)漁具は、網目1センチメートル以上、浮子方の長さ100メートル以内でなければならない。 (6)既設の漁具の周囲50メートル以内の区域では、操業してはならない。 (7)江島大橋南端以北の中海においては操業してはならない。 (8)船舶の航行を妨げてはならない。 (9)他種漁業の操業を妨げてはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 (5)金融の漁業の操業を妨げてはならない。 (5)金融・企業を妨げてはならない。 (6)金融・企業を妨げてはならない。 (5)金融・企業を妨げてはならない。 (6)金融・企業を妨けてはならない。 (6)金融・企業を妨けてはならない。 (6)金融・企業を妨けてはならない。 (6)金融・企業を妨けてはならない。

6 こぎ刺網

0				
	漁業種類		項目	内容
ア			船舶の総 トン数	定めなし
		置	推進機関 の馬力数	定めなし

1		操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
			1月1日から12月31日まで
		1711/21/21	279 2 1110 3 2273 02 11 00 0
		漁業を営	定めなし
		む者の資	
		格	
	条件		【操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合】
			(1)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域にお
			ける第三種共同漁業権漁場の区域内においては、最大高潮時海岸線から
			500メートル以内の海域は操業してはならない。
			(2)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以西の海域にお
			ける共同漁業権漁場の区域内においては、最大高潮時海岸線から 1,000
			メートル以内の海域は操業してはならない。
			(3)網目は3センチメートル以上でなければならない。
			(4)西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3 月
			1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
			【操業区域を共有する共同漁業権者の同意がある場合】
			(1)網目は3センチメートル以上でなければならない。
			(2)西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以西の海域においては、3 月
			1日から4月30日までの期間は操業してはならない。
	その	の他提出書	操業区域を共有する漁業権者の同意書
	類		
イ たいこぎ刺網		船舶の総	定めなし
	限	トン数	
	措		
	置	推進機関	定めなし
		の馬力数	
		操業区域	【米子地区】
			米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位)
			の線、日野川河口中央から正北の線及び最大高潮時海岸線によって囲ま
			れた海域
			【境港地区】 ルスエト培泄士の培用ト見士言細味海豊領トの衣もみと cc 座(声士佐)
			米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)
		海光吐出	の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
			7月1日から11月30日まで 【No.2 HD G】
			【米子地区】
		_ , ,	米子市に漁業根拠地を有する者 【境港地区】
		格	「現徳地区」 境港市に漁業根拠地を有する者
	条件	<u> </u> -	現権印に偲耒依拠地を有りる有 (1)日没から日の出までの間は操業してはならない。
	米作	۲	(1) 日後から日の田までの间は探案してはならない。(2)網目は3センチメートル以上でなければならない。
			(3)網地を二重以上にしてはならない。
			(3) 賴地を一里以上にしてはならない。 (4) 2 隻以上の船舶を使用してはならない。
			(4/4 支炒工が加加で使用してはなりなり。

7 かご網

	漁業種類	項目		内容
ア	ふぐかご網	制	船舶の総	定めなし
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	【湯梨浜町大字宇谷以東の者】

	1		西伯郡甲川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
			【湯梨浜町大字宇野以西の者】
			東伯郡天神川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
		海类時期	6月1日から12月31日まで
			【湯梨浜町大字宇谷以東の者】
			東伯郡湯梨浜町大字宇谷以東に漁業根拠地を有するもの
		格	【湯梨浜町大字宇野以西の者】
	A IL	<u></u>	東伯郡湯梨浜町大字宇谷以西に漁業根拠地を有するもの
	条件	F	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。
			(2)使用するかごの総数は2連以内で、1連35個以内でなければならな
			(0) #
			(3) 幹なわの両端に水面上 1.5 メートル以上の高さに 1 辺の長さ 50 セ
			ンチメートル以上の赤色の旗流し(根拠地、船名及び氏名を記入したも
			の。)を標識として設置しなければならない。
		I	(4)水深 15 メートル以浅では操業してはならない。
イがいかご網			20 トン未満
		トン数	
		推進機関	定めなし
	置	の馬力数	
		操業区域	
			内を除く。)
		漁業時期	6月1日から8月31日まで
		>4 All 2 AV	
		漁業を営	定めなし
		む者の資	
		I KX	
	At II	格	/_/
	条件		(1)えっちゅうばい、つばい、えぞぼらもどき(以下「ばい類」という。)
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 セ
	<u></u> 条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。
	<u></u> 条作		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名お
	条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5セ
	条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。
	条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。
	条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯
	条化		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内
	条件		以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は 200 個以内でなければならない。
		‡	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。
力 よし ル ヤ 1. ~	~0)他	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は 200 個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 [許可の有効期間] 1年間
ウ かわはぎかご網	そ <i>の</i>)他	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。
ウ かわはぎかご網	そ制限	t 他 船舶の総 トン数	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 〔許可の有効期間〕1年間
ウ かわはぎかご網	そ制限措	t 他 船 か 数 機 関	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 〔許可の有効期間〕1年間
ウ かわはぎかご網	そ制限措	他 船トン 推 の 総 関 数 関 数 数 数 数 数 数 数	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 〔許可の有効期間〕1年間 10トン未満
ウ かわはぎかご網	そ制限措	t 他 船 が 推 り 機 数 機 数 機 数 関 数 関 数 域 数 域 数 り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は 200 個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 [許可の有効期間]1年間 10トン未満 定めなし 鳥取県沖合
ウ かわはぎかご網	そ制限措	他船と進馬業等の数機数域期	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を1.5メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは1.5センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 [許可の有効期間]1年間 10トン未満 定めなし 鳥取県沖合
ウ かわはぎかご網	そ制限措	t 他 船 が 推 り 機 数 機 数 機 数 関 数 関 数 域 数 域 数 り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (2)使用船舶の船橋外板側面に許可番号を掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (3)漁具の1連ごとに幹縄の両端に浮標を設置し、標識は船名、氏名および漁具番号を 1.5 メートル以上の高さに掲示しなければならない。文字の大きさは一文字について8センチメートル角以上、太さは 1.5 センチメートル以上とする。 (4)夜間は電灯等の見やすい標識を設置すること。 (5)漁業時期終了後、その翌月の末日までに、操業日ごとの操業場所(緯度、経度)、ばい類の漁獲状況、販売状況、漁場利用等について知事に報告しなければならない。 (6)使用する漁具の連数は6連以内で、1連のかごの個数は200個以内でなければならない。 (7)他種漁業の操業を妨げてはならない。 [許可の有効期間]1年間 10トン未満 定めなし 鳥取県沖合 周年

格	
条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。
	(2)使用する漁具のかご数は3個以内でなければならない。
	(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。

8 しいらつけ

8 しいらつけ			
漁業種類		項目	内容
しいらつけ	制	船舶の総	定めなし
	限	トン数	
	措		
	置	推進機関	定めなし
		の馬力数	
		操業区域	【網代地区】
			点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次結ぶ線によって囲まれた区域
			基点 鳥取市賀露町鳥取港灯台
			点ア 基点から 47 度、10,400 メートルの点
			点イ 点アから 342 度、35,500 メートルの点
			点ウ 点イから 332 度、34,000 メートルの点
			点エ 点オから 332 度、34,000 メートルの点
			点オ 点カから 342 度、35,500 メートルの点
			点カ 基点から 2 度、 6,000 メートルの点
			【酒津地区】
			点ア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域
			基点甲 鳥取市賀露町鳥取港灯台
			点ア 基点甲から 305 度、8,500 メートルの点
			点イ 点アから 355 度、23,500 メートルの点
			点ウ 点イから 341 度、19,000 メートルの点
			点工 点才から 347 度、41,000 メートルの点
			基点乙 鳥取市青谷町長尾鼻灯台
			点才 基点乙から 27度、6,000メートルの点
			【浜村地区】
			点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域
			基点 鳥取市青谷町長尾鼻灯台
			点ア 基点から 8 度、5,500 メートルの点
			点イ 点アから 347 度、50,000 メートルの点
			点ウ 点エから 347 度、50,000 メートルの点
			点工 基点から 319 度、7,000 メートルの点
			【夏泊地区】
			点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域
			基点 鳥取市青谷町長尾鼻灯台
			点ア 基点から 316 度、8,500 メートルの点
			点イ 点アから 347 度、40,000 メートルの点
			点ウ 点エから 347 度、40,000 メートルの点
			点エ 基点から 301 度、11,000 メートルの点
			【泊地区】
			点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域
			基点甲 鳥取市青谷町長尾鼻灯台
			点ア 基点甲から 294 度、14,500 メートルの点
			点イ 点アから 349 度、52,000 メートルの点
			点ウ 点エから 349 度、52,000 メートルの点
			基点乙 西伯郡中山町御崎灯台

-		_
		点エ 基点乙から 58 度、13,800 メートルの点
		【赤碕地区】
		点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた区域
		基点 西伯郡中山町御崎灯台
		点ア 基点から 47度、13,000メートルの点
		点イ 点アから 349 度、50,000 メートルの点
		点ウ 点エから 349 度、50,000 メートルの点
		点工 基点から 317 度、10,000 メートルの点
	海業時	期 6月1日から10月31日まで
	漁業を	・営 定めなし
	む者の)資
	格	
	条件	(1)各つけ木の間隔は、それぞれ 1,500 メートル以上としなければなら
		<i>t</i> ₂ <i>V</i> ₂
		(2)各つけ木の敷設は、漁場区域の沖出し線と平行に一直線としなけれ
		ばならい。
		(3)各つけ木の標識は、つけ木番号(灘側から順次 1,2,3,とする。)
		と船名を記入し、見やすい場所に設置しなければならない。

9 固定式刺網

漁業種類		項目	内容
アー重網	制	船舶の総	【中海及び境水道を除く】
	限	トン数	定めなし
	措		【中海及び境水道のみ又はこれを含む】
	置		5 トン未満
		推進機関	定めなし
		の馬力数	
		操業区域	【中海及び境水道を除く】
			鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)
			【中海及び境水道を含む】
			鳥取県沖合
			【中海及び境水道のみ】
			鳥取県沖合(米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から島
			根県大海崎を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営	【中海及び境水道を除く】
		む者の資	定めなし
		格	【中海及び境水道のみ又はこれを含む】
			西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
	条件	‡	【中海及び境水道を除く】
			他種漁業の操業を妨げてはならない。
			【中海及び境水道を含む】
			(1)中海及び境水道の区域は、漁具は、浮子方の総延長 1,000 メートル
			以内でなければならない。
			(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
			【中海及び境水道のみ】
			(1)漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。
			(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その)他	【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】
			〔許可の有効期間〕3年間

イ 三重網	制	船舶の総	【中海及び境水道を除く】
	限	トン数	定めなし
	措		【中海及び境水道のみ又はこれを含む】
	置		5 トン未満
		推進機関	定めなし
		の馬力数	
		操業区域	【東部地区】
			日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合
			【西部地区(中海及び境水道を除く)】
			西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合(中海及び境水道を
			l除く。)
			【西部地区(中海及び境水道を含む)】
			西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合
			1月1日から12月31日まで
			【東部地区】
		_ , ,	西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有するもの
		格	【西部地区】
	AT I	r	西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有するもの
	条件	F	【鳥取市福部町以東に漁業根拠地を有する者】
			(1)使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上 佐田」ではならない。
			使用してはならない。 (2) 悪色型原式ない河口中央 と息担思地達成 とわなど約以東の海域によ
			(2)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。
			(3) 鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から
			323 度 40 分(真方位)の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線
			から500メートル以内は、操業してはならない。
			(4)鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から
			323 度 40 分(真方位)の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線
			から1,000メートル以内は、操業してはならない。
			【鳥取市浜坂~阿弥陀川に漁業根拠地を有する者】
			(1)使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上
			使用してはならない。
			(2)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域にお
			いては、日の出から日没までの間は操業してはならない。
			(3)鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から
			323 度 40 分(真方位)の線以東の海域においては、最大高潮時海岸線
			から 1,000 メートル以内は、操業してはならない。
			(4)鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から
			323 度 40 分(真方位)の線以西の海域においては、最大高潮時海岸線
			から 500 メートル以内は、操業してはならない。
			【阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する(中海及び境水道を除く)】
			(1)使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上
			使用してはならない。
			(2)西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域にお
			いては、日の出から日没までの間は操業してはならない。
			(3)最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の海域においては、操業してけなくない。ただし、控洪末新屋町 2000 乗出り 地 先新屋 川大岸の押
			てはならない。ただし、境港市新屋町 3268 番地 2 地先新屋川左岸の標
			杭、同標杭から 61 度(真方位)3,030 メートルの点及び島根県海崎鼻を 順次直線で結んだ線以北の海域は除く。
			順次国際で描んに稼以礼の徴吸は除く。 【阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する(中海及び培水道を含む】

【阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する(中海及び境水道を含む)】

(1)使用する漁具の網肩の総延長は 1,000 メートル以内で、3 張り以上

	2 (の他	使用してはならない。 (2) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域においては、日の出から日没までの間は操業してはならない。 (3) 最大高潮時海岸線から 500 メートル以内の海域においては、操業してはならない。ただし、中海及び境水道並びに、境港市新屋町 3268 番地 2 地先、新屋川左岸の標杭、同標杭から 61 度(真方位)3,030 メートルの点及び島根県海崎鼻を順次直線で結んだ線以北の海域は除く。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【中海及び境水道のみ又はこれを含む場合】 〔許可の有効期間〕3 年間
ウ 磯昼刺	網制限措置	船舶の総 トン数 推進機関 の馬力数 操業区域	定めなし 【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線、鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大 高潮時海岸線との交点から 0 度 00 分 (真方位) の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線によって囲まれた区域。 【赤碕地先】 東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位、以下同じ。) の線と西伯郡大山町田中 1882 番地 と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。 3月1日から8月31日まで
	 	漁業を営む者の資格	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者 (1)使用する漁具の網肩の総延長は1,000 メートル以内で、3張り以上使用してはならない。 (2)午後7時から翌日午前4時までの間は操業してはならない。 (3)人為的に光、音等を利用して威嚇してはならない。 (4)もず(くじめ、あいなめの仲間)、べら(きゅうせんの仲間)、こういか以外の水産生物を採捕の目的としてはならない。 (5)操業中、網の両端に水面上1.5メートル以上の高さの漁具標識を掲示しなければならない。 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書

10 かつら網

漁業種類		項目	内容
かつら網	制限措	船舶の総 トン数	定めなし
	置	推進機関 の馬力数	定めなし
		操業区域	地先最大高潮時海岸線から 5,000 メートル以内の鳥取県沖合で、許可を受ける者ごとに操業区域を設定(操業区域は別に定める。)
		漁業時期	6月1日から11月30日まで

]			
		漁業を営	定めなし
		む者の資	
		格	
	条件	+	他種漁業の操業を妨げてはならない。

11 小型定置網

11	小型定置網			
	漁業種類		項目	内容
ア	ふくろ網	制	船舶の総	定めなし
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合(中海海域に限る。)
				1月1日から12月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
		条件	格	なし
			<u>+</u> D他	(計可の有効期間)3年間
		۲	力臣	[正可97月 初朔间〕 3 中间
イ	ます網	制	船舶の総	定めなし
			トン数	
			推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	
			海娄哇邯	定(操業区域は別に定める。) 1月1日から12月31日まで
			你未时朔	1 7 1 1 1 7 9 12 7 31 1 2 5
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条件	‡	なし
		その	D他	〔許可の有効期間〕3年間
ウ	小型定置網	制	船舶の総	定めなし
		限	トン数	
		措	推進機関	定めなし
		置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)で、許可を受ける者ごとに操業区
				域を設定(操業区域は別に定める。)
				1月1日から12月31日まで ************************************
I				漁業協同組合又は7名以上の共同経営体
l			む者の資 格	
		条件		(1)共同漁業権漁業の操業を妨げてはならない。
		木厂	I	(2) 当該漁具が敷設されていることが明確に判断できる標識を設置しな
l				ければならない。
•				

その他提出書	(1)小型定置網設置に関する関係漁業協同組合の同意書
類	(2)資金調達計画書
	(3)経営収支見込み書
	(4)漁具敷設位置図並びに敷設図(基点、方位、距離表示等により明示す
	ること)
その他	[定義] 一定の場所に相当期間に渡って漁具を敷設するもので、漁具は
	垣網、囲網、身網等で構成されるものである。身網の設置される場所の
	最深部が最大高潮時において水深 27 メートル以浅のものをいう。
	〔漁業種類〕落網、ます網(つぼ網)
	〔起業の認可の期間〕10 か月間

12 小型いかつり

	漁業種類		項目	内容
ア	小型いかつり	制	船舶の総	5 トン以上 30 トン未満
	(県内船 5 トン	限	トン数	
	以上 30 トン未	措	推進機関	定めなし
	満)	置	の馬力数	
			操業区域	鳥取県沖合
			漁業時期	1月1日から12月31日まで
			漁業を営	定めなし
			む者の資	
			格	
		条任	牛	(1)漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。)
				別表第4いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの水域で操業する場合
				は、18 灯を超える集魚灯を装備してはならない。
				(2)鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における
				最大高潮時海岸線から 3,500 メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河
				ロ中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から 7,000
				メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはなら
				ない。
				(3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と、東伯郡北栄町
				由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線
				から 7,000 メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。
1	小刑ロかへり			別に定める。
1	小型いかつり (県外船)			がに足める。
	(ケマクトガロノ			

13 地びき網

漁業種類		項目	内容
地びき網	制限措置	項目 船舶の総 トン数 推進機関 の馬力数 操業区域	定めなし
			『浦富地先』 岩美郡岩美町大字大羽尾と同町牧谷の境界と最大高潮時海岸線との交

点から 331 度 10 分(真方位、以下同じ。) の線と同町大字浦富と同町 田後の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331 度 10 分の線の間の鳥 取県沖合

【賀露地先】

鳥取市浜坂と同市福部町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と同市小沢見と同市気高町の境界 と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合

【浜村地先】

鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町と同市青谷町の 境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖 合

【北栄町地先】

東伯郡湯梨浜町と同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 358 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線、同郡北栄町と同郡琴浦町の境 界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線及び最大高潮時海 岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた海域

【米子市夜見町地先】

北緯 35 度 28 分 24.17 秒、東経 133 度 18 分 11.27 秒の点から 27 度 (真方位、以下同じ。) の線、北緯 35 度 28 分 30.54 秒、東経 133 度 17 分 53.24 秒の点から 27 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域

【米子市大篠津町地先】

北緯 35 度 29 分 45.87 秒、東経 133 度 15 分 58.2 秒の点から 58 度(真方位、以下同じ。)の線、北緯 35 度 29 分 58.99 秒、東経 133 度 15 分 46.47 秒の点から 58 度の線及び最大高潮時海岸線から 2,000 メートルの線によって囲まれた区域

漁業時期 1月1日から12月31日まで

漁業を営 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者 む者の資

格

条件	【北栄町地先、米子市夜見町地先及び米子市大篠津町地先以外】
	なし
	【北栄町地先】
	(1)操業の際は、他船舶の安全航行を確保するため、入網から網をひき
	始めるまでの間、回転灯を点灯した網船又は監視船を配置しなければな
	らない。
	(2)標識として1辺の長さが 90 センチメートル以上の旗をその部分が
	水面上 1.5 メートル以上の高さになるように設置しなければならない。
	標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、左
	右両側のひき綱部については袖網部標識から海岸線に向かって 400 メ
	ートルごとにそれぞれ計2箇所以上設置し、1網の合計が7箇所以上設
	置することとする。また、すべての標識には電灯その他見やすいものを
	取り付け、夜間にあっては点灯等させなければならない。
	なお、袋網部の標識には1本の竿に赤白色旗、右側の袖網部及びひき
	綱部の標識には白赤色旗を、左側の袖網部及びひき綱部の標識には赤白
	色旗を用いるものとする。
	(3)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	【米子市夜見町地先及び米子市大篠津町地先】
	(1)標識として直径 40cm 以上の浮標を設置しなければならない。浮標
	は橙色とし、漁具の袋網部、袖網部の左右両側及びひき綱部の左右両側
	にそれぞれ1箇所以上の計5箇所以上に設置する。また、すべての標識
	には電灯その他見やすいものを取り付け、夜間にあっては点灯等させな
	ければならない。
	(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
その他	【北栄町地先】
	〔定義〕
	第三種共同漁業権区域外で行う地びき網漁業をいう。
	[船舶の安全航行を確保するための措置]操業時に陸上の小屋に赤白色
	旗又は赤旗を掲げる。また、網揚場所に回転灯を点灯する。
	【夜見町地先及び大篠津町地先】
	〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業前日には網揚場所に 15
	時から回転灯を点灯する。
その他提出書	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
類	

14 すくい網

漁業種類		項目	内容
	制限世	船舶の総 トン数	3 トン以上 10 トン未満
	措置	推進機関 の馬力数	定めなし
		操業区域	鳥取県沖合(中海及び境水道に限る。)
			1月1日から12月31日まで
		漁業を営 む者の資 格	定めなし
	条件	‡	(1)中海で操業してはならない。(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その)他	〔許可の有効期間〕3年間

15 潜水器

漁業種類		項目	内容
潜水器	制	船舶の総	定めなし
	限	トン数	
	措	推進機関	定めなし
	置	の馬力数	
		操業区域	【福部地先】
			岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 331
			度 10 分(真方位、以下同じ。)の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境
			界と最大高潮時海岸線との交点から 323 度 40 分の線及び最大高潮時
			海岸線から 1,500 メートルの線で囲まれた海域
			【賀露地先】
			鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から
			323 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と同市小沢見と同市気高町
			の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の間の鳥取県沖合
			【酒津地先】
			鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0
			度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界
			と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の間の鳥取県沖合及び次の
			点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥
			取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0 度の線以西の海域
			度の縁以四の海域 点ア 北緯35度32分02秒、東経134度03分48秒
			点子 北緯35度31分38秒、東経134度03分49秒
			点ウ 北緯35度31分39秒、東経134度03分45秒
			点工 北緯35度32分01秒、東経134度04分11秒
			【浜村地先】
			鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点か
			ら0度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町と同市青谷町の境界
			と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の間の鳥取県沖合。ただ
			し、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域
			のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との
			交点から0度の線以西域は除く。
			点ア 北緯35度32分02秒、東経134度03分48秒
			点イ 北緯35度31分38秒、東経134度03分49秒
			点ウ 北緯35度31分39秒、東経134度04分11秒
			点工 北緯35度32分01秒、東経134度04分11秒
			【泊地先】
			鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分
			(真方位、以下同じ。)の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇
			野の境界と最大高潮時海岸線との交点から 352 度 30 分の線の間の鳥
			取県沖合
			【北栄地先】
			東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線
			との交点から352度30分(真方位、以下同じ。)の線と同郡北栄町
			と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の
			線の間の鳥取県沖合
			【赤碕地先】
			東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から
	I		353 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と西伯郡大山町田中 1882 番

	地と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の
	線の間の鳥取県沖合
	【中山地先】
	西伯郡大山町田中 1882 番地と 956 番地の境界と最大高潮時海岸線と
	の交点から 353 度 40 分(真方位、以下同じ。)の線と大山町長野と
	同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の
	間の鳥取県沖合
	【淀江町地先】
	西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分(真方位、以下同じ。)の
	線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との
	交点から 13 度 10 分の線の間の鳥取県沖合
	【米子市地先(淀江町地先を除く。)】
	米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点
	から 13 度 10 分(真方位、以下同じ。)の線と米子市と境港市の境界
	と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分の線の間の鳥取県沖合
漁業時期	6月1日から8月31日まで
	操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者
格	
€件	(1)かき以外は採捕してはならない。
	(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
一の他	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
是出書	
Ę	
一の他	〔定義〕潜水器(「潜水器」とは、人力のみの限度を超えて、積極的
	に潜水時間を長くしたり、潜水深度を深める等のため、空気又は酸素
	等を補給する器具(ポンプ、ボンベ等)を具備したものをいう。)を使
	用して行う漁業をいう。
	〔許可の有効期間〕 1 年間

16 あわび

漁業種類		項目	内容
あわび	制	船舶の総	定めなし
	限	トン数	
	措	推進機関	定めなし
	置	の馬力数	
		操業区域	【鳥取港】
			基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた
			区域
			基点 鳥ヶ島灯台の中心点
			点ア 基点から 319 度 20 分(真方位)57 メートルの点
			点イ 基点から 307 度 30 分(真方位)70 メートルの点
			点ウ 基点から 341 度 00 分(真方位)199 メートルの点
			点エ 基点から 9 度 30 分(真方位)410 メートルの点
			点オ 基点から 3 度 10 分(真方位)482 メートルの点
			点カ 基点から 29 度 30 分(真方位)772 メートルの点
			点キ 基点から 38 度 30 分(真方位)1,036 メートルの点
			点ク 基点から 38 度 00 分(真方位)1,038 メートルの点
			点ケ 基点から 40 度 00 分(真方位)1, 115 メートルの点
			点コ 基点から 44 度 20 分(真方位)1,086 メートルの点

点サ 基点から 65 度 30 分(真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分(真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分(真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分(真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から81度30分(真方位)1,052メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分(真方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分(真方位) 1,171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分(真方位)1,304 メートルの点 【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸 岸によって囲まれた区域 【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤 (東) 南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線 及び陸岸によって囲まれた区域 【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点 から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353 度 40 分(真方位)の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線に よって囲まれた海域 【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真 方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。) 漁業時期 1月1日から12月31日まで 漁業を営 【鳥取港】 |鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者 む者の資 【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者 【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者 【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加し ている者 【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している 【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。 【境港地先】 (1)境港防波堤灯台から 0 度(真方位)の線と境港防波堤灯台から 128度(真方位)の線の間の海域では操業してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 その他提出書【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し 【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し

条件

格

【淀江漁港】

淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し

【御来屋地先】

御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し

【境港市地先】

境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し

その他	[定義] 海面において素潜りにより、あわびを採捕する漁業をいう。
	〔許可の有効期間〕1年間

17 なまこ

漁業種類		項目	内容
なまこ	制	船舶の総	定めなし
	限	トン数	
	措	推進機関	定めなし
	置	の馬力数	
		操業区域	【鳥取港】
			基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた 区域
			基点 鳥ヶ島灯台の中心点
			点ア 基点から 319 度 20 分(真方位)57 メートルの点
			点イ 基点から 307 度 30 分(真方位)70 メートルの点
			点ウ 基点から 341 度 00 分(真方位)199 メートルの点
			点エ 基点から 9 度 30 分(真方位)410 メートルの点
			点オ 基点から 3 度 10 分(真方位)482 メートルの点
			点カ 基点から 29 度 30 分(真方位)772 メートルの点
			点キ 基点から 38 度 30 分(真方位)1,036 メートルの点
			点ク 基点から 38 度 00 分(真方位)1,038 メートルの点
			点ケ 基点から 40 度 00 分(真方位)1, 115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分(真方位)1, 086 メートルの点
			点コ - 基点から 44 度 20 分(真方位)1,086 メートルの点 点サ - 基点から 65 度 30 分(真方位)808 メートルの点
			点シ 基点から 70 度 40 分(真方位) 790 メートルの点
			点ス 基点から 85 度 30 分(真方位)828 メートルの点
			点セ 基点から 82 度 20 分(真方位)1,005 メートルの点
			点ソ 基点から 81 度 30 分(真方位)1,052 メートルの点
			点タ 基点から 94 度 00 分(真方位)1,173 メートルの点
			点チ 基点から 94 度 10 分(真方位)1, 171 メートルの点
			点ツ 基点から 102 度 30 分(真方位)1,304 メートルの点
			泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸
			岸によって囲まれた区域 【赤碕港】
			赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸に
			よって囲まれた区域
			【淀江漁港】
			淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線
			及び陸岸によって囲まれた区域
			【御来屋地先】
			西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点
			から 353 度 40 分 (真方位) の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353
			度 40 分(真方位)の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線に
			よって囲まれた海域
			【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真
			現徳市と木子市の境界と最大高側時海岸線との父点から 66 度(具方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道大橋東端以西の境水
			道並びに共同漁業権区域を除く。)
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営	【鳥取港】
1		1/1/A C F	I My rv i d I

		鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者
	格	【泊漁港】
		泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者
		【赤碕港】
		赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者
		【淀江漁港】
		淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者
		【御来屋地先】
		御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加し
		ている者
		【境港市地先】
		境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している
		者
4	条件	【境港地先以外】
		他種漁業の操業を妨げてはならない。
		【境港地先】
		(1)境港防波堤灯台から 0 度(真方位)の線と境港防波堤灯台から
		128 度(真方位)の線の間の海域では操業してはならない。
		(2)他種漁業の操業を妨げてはならない。
	その他提出書	【鳥取港】
*	頃	鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し
		【泊漁港】
		泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し
		【赤碕港】
		赤碕港における素潜り漁業に関する協定書の写し
		【淀江漁港】
		淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し
		【御来屋地先】
		御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し
		【境港市地先】
		境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し
	その他	[定義] 海面において素潜りにより、なまこを採捕する漁業をいう。
		〔許可の有効期間〕1 年間

附則

- 1 この方針は昭和51年8月1日から適用する。
- 2 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針(昭和 41 年 4 月)及び小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可に関する取扱方針(昭和 41 年7月)並びにまき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方 針(昭和43年5月)は、廃止する。
- 3 この方針適用前にした漁業の許可又は起業の認可は、その漁業の許可又は起業の認可の有効期間中 は、この方針に基づいてしたものとみなす。

(以下、略)

附則

この方針は、平成21年5月20日から適用する。

附則

この方針は、平成21年9月18日から適用する。

附則 この方針は、平成21年10月30日から適用する。

この改正は、平成22年5月25日から施行する。

附則

この改正は、平成22年10月6日から施行する。

附則

この改正は、平成23年10月28日から適用する。

附則

この改正は、平成24年5月15日から適用する。

附即

この改正は、平成24年10月4日から適用する。

附即

この改正は、平成25年2月26日から適用する。

附則

この改正は、平成26年5月1日から適用する。

附則

この改正は、平成27年8月1日に公布し、平成27年10月1日から適用する。

削 則

この改正は、平成30年8月10日に公布し、平成30年9月1日から適用する。

附則

この改正は、令和2年11月20日に公布し、令和2年12月1日から適用する。

附則

この改正は、令和3年3月5日から適用する。

附則

この改正は、令和3年6月〇日から適用する。